

(局)

ただいまから、大阪市従業員労働組合市民生活支部から、2026 年度勤務労働条件に関する要求につきまして、申し入れをお受けいたします。

(要求書の手交)

(支部)

自治労は、2025 現業・公企統一闘争において「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」をスローガンに掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしている。

市従は、組合員の生活と権利を守ることはもとより、市民福祉の向上と市民・住民のための市政改革、市政運営の発展に寄与することを第一義に、大きく変貌する時代に対応すべく、市民に必要とされる公共サービスの確立を図る取り組みを進めるとともに、引き続き市民・利用者が求める「質の高い公共サービス」を提供していくため、さらなる現業職場活性化運動を邁進する」を目標に、16 項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進している。

支部においても、これまで現業・公企統一闘争と連動しながら、本部－総務局間での協議を踏まえ、支部－所属間で独自課題の解決に向け交渉を行い、快適な職場環境づくりや組合員の不安や不満の解消に繋げてきた。

そうした中、「市政改革プラン」で、10 年以上の技能労務職員の採用凍結により、50 代以上の職員に偏っており、20 代、30 代、40 代が極端に少ないという、歪な職員分布となっており、災害時に対応する職員が足りないという事態が想定できたにもかかわらず、所属として人財マネジメントを怠ったことは、不信感を抱かざるを得ない。

また、昨年「新・市政改革プラン」が公表され、新たな行政課題として、自然災害の多発化や災害の激甚化等への対応の必要性についても言及をしている。

しかし、災害対策を推進する一方で、災害の復旧・復興に大きく寄与できる技能職員について、将来にわたって直営が必要となる部門においては採用を継続しつつも、職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減が進められている。

昨年 1 月に最大震度 7 を記録した石川県能登半島地震、そして 9 月に豪雨、2 度にわたる災害を受けた。こうした「地震」と「豪雨」による「二重被災」のような自然災害は、いつ起こるかわからない。自然災害が発生した際、市民の命と財産を守り、安全で安心な暮らしをより早く取り戻すことは、行政や基礎自治体としての最大の責務である。近年多発する大規模自然災害に強い基礎自治体としての基盤強化をはかるためにも「直営体制」を基本に、質の高い公共サービスの提供を行うことはもとより、市民の暮らしを守ることができるまちづくりに向けた業務執行体制を構築するよう強く求めておく。

また、委託化・効率化に関わっては、物価高や人件費の高騰などの影響を受け人員不足が続いており、公務労働においても新規採用の受験者数減少や会計年度任用職員が入らないなどの状況も見受けられる。また、民間委託業者の不適切な事案によって業務が滞る事態も起こっている。

総務省は、委託した業務の責任は行政に帰属するとして、委託先の破産等で業務が滞った場合などでも適切に業務の執行管理をする必要がある。質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するという責務を果たすことが前提であり、自治体が自主的に民間委託か直営か判断するべきとしている。

物価高や人件費の高騰により、委託費が増大していく中、民間委託が必ずしも効果的・効率的な手段になり得ないとともに、業務が滞った場合に行政としてフォローできる体制は不可欠である。改めて、安定的な公共サービスを提供できる直営体制の重要性を認識するとともに、人財確保へ向けた、取り組みを進めるよう求めておく。

組合員は、限られた人員で「質の高い公共サービス」の提供に努めていることから、勤務労働条件にも多大な影響が及んでいる。結果として、各職場では、厳しい状況下で業務を遂行している事態であり、局として、そうした組合員の日々の努力をしっかりと受け止めるべきである。

今後も市民・利用者が求める「質の高い公共サービス」を継続するためにも、これまで培ってきた技術・技能・知識・経験を継承していくことは必要不可欠であり、行政サービスを停滞させないための必要な人財確保へ向け、技能職員の採用凍結を解除し、継続した新規採用を強く求めるとともに、組合員が「働きがい・やりがい」を持って業務をおこなえる職場環境整備を図ることを求めておく。

また、あらゆる有事も踏まえ、今後もより一層充実した公共サービスを提供するためには、適正な要員配置、職場環境整備を図ることはもとより、今回申し入れた現場組合員の勤務労働条件や労働安全衛生、

被服の課題等について、局として要求項目の実現にむけ、誠意を持って対応するよう求めておく。

(局)

ただいま「2026 年度 勤務労働条件に関する要求書」をお受けしたところでございます。

ご承知のとおり、本市においては、「新・市政改革プラン」を令和 6 年 3 月に策定し、2040 年問題といわれる生産年齢人口の絶対的不足を見据え、限られた行政資源の中で、社会環境の変化に柔軟に対応し、かつ、新たな行政ニーズにも的確に対応できるよう、効果的・効率的な行財政運営を追求するため、DX を本格的に進めるとともに、更なる官民連携と業務改革の推進などに取り組むこととしており、「未来へつなぐ市政改革」として、誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う「にぎやかで活気あふれるまち大阪」の実現をめざし、市政改革を推進していくこととしております。

都市整備局といたしましては、こうした状況の中において、市民サービスの低下をきたさないよう、局の事業運営と業務執行体制や危機管理・災害対策を見据え、法令遵守はもとより、「仕事と人」の関係に基づいた具体業務や業務量の精査を十分に行い、円滑な業務執行体制を構築しなければならないと考えております。

(支部)

ただ今、総務部長から、現時点での取り巻く状況や考え方などについて、認識が示された。その中で、支部として今年度の課題について申し添えておく。

この 6 月から、改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化された。そのことを踏まえ、十分に職員の安全配慮に向けて、取り組み強化を行うよう要請しておく。

また、先にも述べたが、あらゆる有事の発生時に、行政サービスを停滞させないための必要な人財確保へ向け、技能職員の採用凍結を解除し、継続した新規採用を強く求めるとともに、組合員が「働きがい・やりがい」を持って業務をおこなえる職場環境整備を図ることを求めておく。

人財マネジメントの検討を行うにあたり、組合員一人ひとりのキャリアデザインを尊重し、組合員の能力が十分に発揮できる配置と業務執行体制の構築を行うよう求めておく。その際、勤務労働条件にも影響を及ぼしかねない事項も含まれることから、労働組合とも意見交換

を行うよう要請しておく。

日々の組合員の奮闘は、市民の安全と安心、さらに安定した日常生活を守るためのものであり、局は使用者責任として、昼夜を問わずに懸命に働く組合員の努力をしっかりと受け止め、労働安全衛生面にも十分配慮した職場環境整備や、勤務労働条件の改善を図るよう求めている。

(局)

業務執行体制につきましては、職制が主体性をもって判断すべき管理運営事項と考えておりますが、職員の勤務労働条件に関わる事項については、労働組合と意見交換等をさせていただきます。

また、ご承知のとおり、改正労働安全衛生規則により、職場における熱中症対策が義務化されましたので、局としても熱中症対策の取り組みを一層強化してまいります。その他の労働安全衛生面の配慮につきましても、局安全衛生委員会での議論や情報共有を踏まえ、職員への周知徹底を図り、各職場におけます安全と健康の確保に努めてまいります。

本日、申し入れのありました各項目につきましては、大阪市労使関係に関する条例等に基づき、交渉の対象となる項目について確認し、改めて回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(局)

以上をもちまして、本日の交渉を終了いたします。